

令和8年度山形県食品衛生監視指導計画の概要

食品の安全性の確保に必要な施策を計画的に実施するため、食品衛生法第24条の規定に基づき策定



食品の安全を取り巻く状況と課題

1 食中毒発生状況

全国では、ノロウイルス、アニサキス(寄生虫)、カンピロバクター(細菌)による食中毒が多く発生(令和7年速報値:ノロウイルス399件、アニサキス253件、カンピロ181件)し、昨年に比べ、**ノロウイルス食中毒の発生件数及び患者数が増加している**。県内では、**令和7年においてもノロウイルス、アニサキス、カンピロバクターによる食中毒が発生している**。特に**ノロウイルス食中毒は全国的に発生件数が増加し、年間を通して発生しているため、継続的な注意喚起が必要である**。

また、健康被害を防止するため、**機能性表示食品を含む「いわゆる健康食品」の製造状況を把握し、衛生管理状況の確認のほか健康被害情報を探知した際の対応を徹底**するよう製造業者等に監視指導する必要がある。

2 HACCPに沿った衛生管理への対応

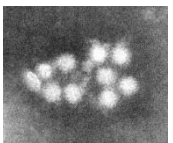
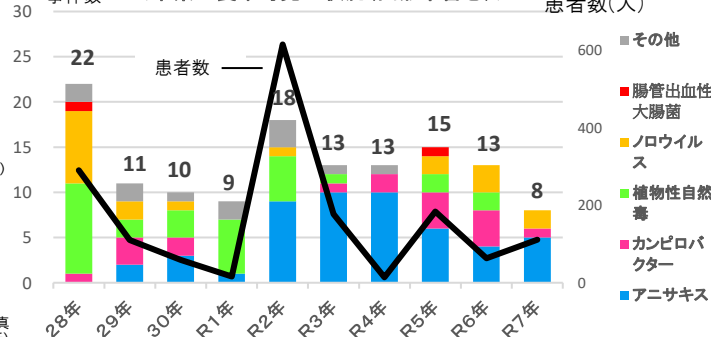
令和3年6月から食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務化された。**自主的な運用を推進**するため、事業者の規模や事業実態に即した助言や施設ごとの課題について、効果的な支援を行う必要がある。また、食品衛生監視票を用いて、県内の食品事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の**定着状況を詳細に把握**することによって、取組が進んでない食品等事業者には**追加の技術的支援や助言及び指導**を行う必要がある。

3 適正な食品表示への対応

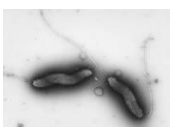
食品表示基準の改正により、令和7年度は機能性表示食品の容器包装上の表示方法が見直された。**令和8年度は食物アレルギーに関する表示品目が追加される予定**である(「食品表示基準」令和8年4月改正予定)。

食品の表示は、消費者が食品を購入する際の情報源、また、食品事故等に迅速に対応するための情報として重要であり、適正でわかりやすい表示を行う必要がある。

事件数 <本県の食中毒発生状況(山形市含む)> 患者数(人)



ノロウイルスの電子顕微鏡写真(提供:国立医薬品食品衛生研究所)



カンピロバクターの電子顕微鏡写真(提供:国立医薬品食品衛生研究所)

令和8年度の取組

【重点取組1】食品等事業者に対する監視指導と県民への啓発

- 大規模食中毒の発生を防止するための**大量調理施設への監視指導**の強化
- 食肉を原因とする食中毒防止のための**食肉取扱施設への監視指導**の強化
- 「いわゆる健康食品」の**製造状況の把握と製造業者等への監視指導**の実施
- 食中毒未然防止に係る県民への効果的な啓発の実施

小規模な惣菜製造工場におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書



HACCP手引書(例:そうざい)

【重点取組2】HACCPに沿った衛生管理の徹底

- 食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の**自主的な運用の推進**
- 食品衛生監視票を用いたHACCPに沿った衛生管理の**定着状況の把握と追加の技術的支援等の実施**
- 山形県食品衛生協会や関係機関と連携した巡回指導や講習会による啓発の実施

【重点取組3】適正な食品表示の確保と徹底

- 食品等事業者が食品表示制度を遵守するための関係機関と連携した効率的な監視指導の実施
- 改正された**食品表示基準の内容の周知及び適正表示の徹底**
- 県民(消費者)からの情報収集及び研修会等による食品表示の正しい知識の啓発の実施

その他の取組

- と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導
- 県内の流通食品の検査
- 食品等事業者における危機管理体制の充実
- 食の安全に関する意見交換・情報の提供
- 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上